

狛江市スポーツ振興計画

＜狛江に眠るすばらしい人材の発掘が、狛江を豊かにする＞

平成 23 年

狛江市教育委員会

目 次

はじめに	2
第1章 狛江市スポーツ振興計画の位置づけ	4
1 計画見直しの考え方	4
2 目標	5
3 計画期間	5
第2章 市民組織力 〈コミュニケーションリーダーの確保〉	6
1 市民スポーツの企画、運営	7
2 市民参加のイベント（実行委員会等担当者との連携・協力体制）	7
3 狛〇くらぶへの支援及び連携	8
4 指定管理者及び狛江市体育協会との連携	8
5 中学校部活動支援のための人材 （運動部及び文化部の活動支援者）	9
6 放課後スポーツクラブ等の開催 （小学生にスポーツを楽しむことを教えてくれる人材）	9
7 高齢者と心身に障がいのある人たちへのスポーツ・ レクリエーション活動の充実のための人材	10
第3章 施設利用	11
1 利用者側にたったインフォメーション発信 （ガイドブックの作成やホームページの作成）	11
2 学校施設利用	11
3 利用度の高い屋外スポーツ施設の開発	12
第4章 実行委員会	13
おわりに	14
資料編	
1 狛江市スポーツ振興審議会開催状況	17
2 狛江市スポーツ振興審議会条例	18
3 狛江市スポーツ振興審議会条例施行規則	19
4 狛江市スポーツ振興審議会委員	20
5 市民説明会	20
6 パブリックコメント	20

はじめに

昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法は、「スポーツ振興に関する施策の基本を明らかにし、国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与する」ことを目的としており、この法律に基づき平成 13 年度から平成 22 年度までを計画年度とするスポーツ振興基本計画が策定され、この計画で総合型地域スポーツクラブの支援が盛り込まれています。また、今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」（平成 22 年 8 月策定）においても、総合型地域スポーツクラブの支援が推奨されています。

そのような中で、「市民の誰もが体力、年齢、興味、関心、技術レベルなどに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめ、地域での人とのつながりやスポーツ・レクリエーション活動の場」を目指した狛江市総合型スポーツ・文化クラブ（以下「狛〇くらぶ」という。）が平成 23 年 2 月 22 日に設立されましたが、今後、狛〇くらぶそのものの PR 活動や、市民がスポーツをどのように考えているかの聞き取り調査やアンケート調査を通して地域スポーツの充実の役割が期待されます。

狛江市に必要なスポーツ振興計画は実行できる計画でなければなりません。計画を文章にだけ表して、計画を立てたとしているのでは、現実には何も行われないままになってしまいます。市民の目の前に参加する場がなくてはなりませんし、その情報を伝えていかななくてはならないのです。

平成 16 年の計画ではスポーツはコミュニケーション能力を高め豊かな心と思いやりの精神を育むことができ、地域の連帯感、活力の向上につながり、スポーツボランティアとして積極的にスポーツ振興に関わることにより自己開発、自己実現を図ることを可能とすると記されています。

さらに、そのためにはスポーツの果たす意義や役割を充分意識し、市民がスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境を整備して、健全で活力ある地域社会の実現を目指す必要がある、と計画されていましたが、その実現には、まだ道半ばといえます。

また、国のスポーツ立国戦略にもうかがえますが、総合型地域スポーツクラブ設立にあまりにも期待をかけすぎている傾向が見えます。総合型地域スポーツクラブが立ち上がればすべてがまかなえる、総合型地域スポーツクラブが立ち上がればすべてが解決するわけではないのです。しかし、総合型地域スポーツクラブは、狛江市のスポーツ振興と地域の活性化につながる存在となります。そのため狛江市としては総合型地域スポーツクラブを一定期間支援することが必要です。

スポーツは狛江市民を豊かにし、狛江市を明るくします。スポーツはコミュニケーション力を養い人と人の絆をより強いものにしていきます。

平成 23 年 3 月現在、社会教育関係団体として登録されている団体は 336 団体あり、その内スポーツ関係団体は 254 団体あるのです。まず、この団体をうまく取りまとめていくことが狛江のスポーツ振興をはかるうえで、重要だと思います。

すべての活動を行政でまかなうことはできませんが、行政で積極的に推し進めていくことはできるのです。計画を実行に移す“実働部隊的組織”の実現が最も大切で早急に必要なことと思われます。

第1章 狛江市スポーツ振興計画の位置づけ

1 計画見直しの考え方

狛江市では、市民が体力や年齢、技術、興味、目的に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの育成を主な目的とした狛江市スポーツ振興計画を平成16年3月に策定しました。

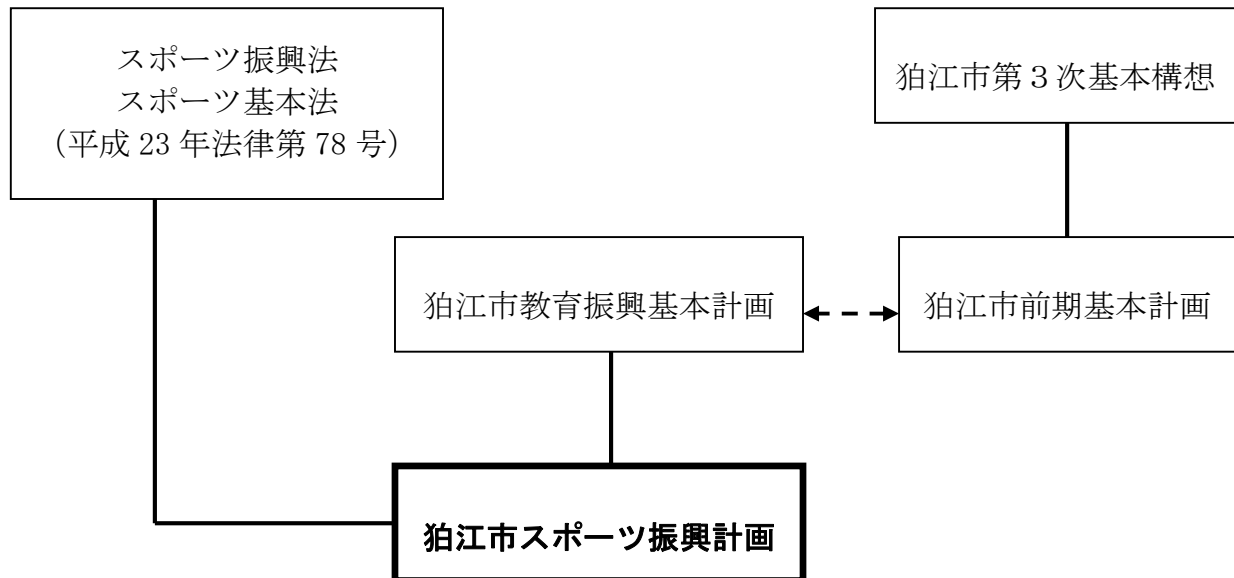
計画では、行政を中心に行っていた生涯スポーツの普及・推進には限界があるとして、特定非営利活動法人狛江市体育協会（以下「狛江市体育協会」という。）や各種団体とが協働して、市民が生涯スポーツに親しめるようこれらの団体等が連携や協力体制を構築し、市民参加によるスポーツ振興へと徐々に転換をしてきました。

平成21年度から体育施設での指定管理制度の導入により、多世代を対象にしたスポーツ事業の提供が図られ、平成23年2月には狛〇クラブが設立されるなど、生涯スポーツ振興に向けて一定の成果をあげてきました。

また、平成22年2月には「高齢者と心身に障がいのある人たちへのスポーツ・レクリエーション活動の充実について」の諮問に対する答申が狛江市スポーツ振興審議会から出されました。

国では、スポーツ振興の施策の基本を明らかにしたスポーツ振興法を全面改正した、スポーツ基本法が平成23年6月24日に公布され、8月24日に施行されました。また、狛江市では平成22年3月に狛江市第3次基本構想・狛江市前期基本計画が策定されると共に、平成23年3月には狛江市教育振興基本計画が策定されました。今回の狛江市スポーツ振興計画の見直しは、計画年度が終了

することに合わせて、こうした計画との整合性を図りつつ国のスポーツ振興計画に基づき見直しを行ったものです。



2 目標

市民が世代を超えて参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・支援等を通じて、週 1 回以上スポーツ・レクリエーション活動を実施する市民の割合が現状（平成 21 年度）の 29%から 50%以上（平成 26 年度）となることを目標とします。

3 計画期間

新たなスポーツ振興計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間としますが、今後策定される国のスポーツ基本計画及び狛江市後期基本計画の策定や狛江市教育振興基本計画の見直し等の際など、必要に応じて見直しするものとします。

第2章 市民組織力〈コミュニケーションリーダーの確保〉

狛江市住民基本台帳では平成21年3月時点で65歳以上が約21%、平成23年3月では約22%となり、今後高齢化率がさらに高くなると推測されています。他市町村においても課題となっていますが、高齢化による健康問題が浮かび上がってきます。狛江市総合基本計画の資料編の市民アンケートによると、「週に1回以上スポーツ活動やレクリエーション活動を行っている市民の割合」は、全体の29.0%と低い割合であり、高齢者の割合はさらに低いことが予想されます。

また、「市内にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる施設が充実していると思う市民の割合」は25.6%という回答を得ています。これは、設問が運動を行う場所とそこで行っている企画、イベント、教室等を含んでいると思われますが、そうした充実した場所がなかなかそろっていないのが現状です。

ここで、施設の現状を記載することで施設が充実できるのであれば記載すべきと思われますが、狛江市の現状は「今後の社会教育のあり方について」の答申に謳われているように、限られた既存施設を活用することが最善の方法であると思われます。

狛江市民が健康な体と心を持ち、そして皆が仲良く暮らすために、素晴らしいスポーツコミュニティーを作り上げていき、真のスポーツを実践して行く場を作っていく必要があります。スポーツは“運動&ゲーム”でなくてはなりません。体を動かしてゲームをしていくことが楽しくなくてはいけないのです。

すべての市民が楽しめ、幼児からスタートし高齢者や心身に障がいのある人までが一緒になって楽しめる、スポーツコミュニティの成立を目指し、計画だけで終わりにしない、実行できることを進めていくことが求められています。

市民の力は壮大なものです。埋もれた人材やスポーツが大好きな人、スポーツに興味がある人、子どもが大好きな人はたくさんいます。そんな人材が集まればすばらしい力になります。みんなの力を、人のために使える力に変えていくことが組織力となります。スポーツ振興のソフト面の充実として、こうした組織力を醸成していくことが求められています。

1. 市民スポーツの企画、運営

現在、狛江市の委託事業として様々な機関で実施している市民スポーツ教室やイベント等が、実際にこの企画を狛江市民が楽しいと思っているのか、あるいは違った企画を希望していないのか、こうした聞き取り調査やアンケート調査を行うことが、一度、狛江市のスポーツ事業を見直すという意味で必要ではないかと思われます。

また、市民の体力測定と健康体力診断の実施も“狛江市の体力”としての数値として重要な要素として考えられます。

2. 市民参加のイベント（実行委員会等担当者との連携・協力体制）

狛江で行われるイベントへ、スポーツボランティアとして参加する人材を確保し、実行委員会と連携してイベント協力を進めて行くことが大切です。

ア．平成 25 年国体（バレーボール少年男子）

イ．市民マラソン（多摩川ロードレース）

ウ．市内 4 中学対抗戦（未実施）

エ．スポーツと環境美化の融合（スポーツ G O M I 拾い）

オ．市民まつり（狛江市体育協会運営の「スポーツひろば」）

今まで実施されたもの、これから計画されているもの、さらに新たに企画されるものなど、それら人材の活躍の場が広がることは確実です。

3．狛〇くらぶへの支援及び連携

狛〇くらぶは平成 23 年 2 月 22 日に設立総会が行われ無事 3 年あまりの準備期間を経て設立されました。狛〇くらぶがイベントを実施することで会員数も増え、スポーツ活動が活発になると考えられることから、狛〇くらぶを支援していくとともに、狛〇くらぶと連携して市民スポーツの活性化を進めていく必要があります。

4．指定管理者及び狛江市体育協会との連携

狛江市民総合体育館（以下「体育館」という。）だけの自主事業だけではなく幅広く施設を利用した事業展開が必要です。指定管理者との連携によって、利用者の真の声が反映しているかどうかの確認や新たな企画事業、体育館以外の施設のあり方等をしっかりと検討していく必要があります。また、指定管理者と連携して、市民のスポーツ活動の機会をハードとソフトの両面から整備していく必要があります。

狛江市体育協会は 21 団体が加盟し、約 4,000 名の会員がいます。その人材は狛江のスポーツの最も中心的存在であるといえます。しかし、市民へのスポー

ツ振興協力体制までは至っていません。狛江市体育協会との連携が狛江のスポーツを大きく動かすための人材の確保につながると考えられます。

5. 中学校部活動支援のための人材（運動部及び文化部の活動支援者）

中学校においての部活動は顧問や指導者不足により、生徒の多様なニーズに応えることが難しくなっています。部活動を活発にするには東京都の制度である外部指導員制度を活用し、さらに予算の増額をはかることにより、運動部の活動だけでなく、文化部の活動に協力して貰える人材の確保ができ、中学校の部活動支援がさらに充実したものとなるのではないのでしょうか。

また、人材確保は平等に行われるべきであり、すべての部活動にいきわたるよう、すべての学校に実施される必要があります。

6. 放課後スポーツクラブ等の開催（小学生にスポーツを楽しむことを教えてくれる人材）

狛江市には青少年の育成を目的とした社会教育登録団体が100余あります。それは少年野球、少年少女のサッカーが主流であり、土曜、日曜の学校開放での活動が主になります。放課後を利用したスポーツクラブの利用はほとんどない状態です。

塾や習い事に追われている状況かどうかは判断しがたいのですが、放課後に遊びと運動を取り入れた活動、すなわちスポーツを通して楽しい遊びとスポーツを融合させ、仲間との友情や思いやりなどを養っていく場が重要と考えます。子どもたちと一緒に楽しみながら指導できる人材を確保し、小学校から正しいスポーツマンシップを身につけた人づくりを行っていききたいものです。

なお、現在実際にある小学生の活動としては放課後子ども教室（１～６年）がありますが、ここにスポーツを取り入れるのも一つの方法と考えられます。

７．高齢者と心身に障がいのある人たちへのスポーツ・レクリエーション活動 の充実のための人材

平成 22 年 2 月の狛江市スポーツ振興審議会の答申「高齢者と心身に障がいのある人たちへのスポーツ・レクリエーション活動の充実について」で述べられているとおり、高齢者向けの教室・講座の充実や情報提供を推進するとともに、年齢や体力に応じた健康づくりを推進するため、関係機関と連携しながら気軽に不安なく運動・スポーツ活動に参加できる環境整備や人材確保等を含めた支援体制の整備を現実的にしていかななくてはなりません。

心身に障がいのある人たちに対しての第一歩が体育館においてのサッカー教室の実施が唯一の活動支援です。この実現を評価するとともに、さらに支援を広げ、健常者と一緒に行えるイベントを早急に企画、実行していかなければなりません。

第3章 施設利用

1. 利用者側にたったインフォメーション発信（ガイドブックの作成やホームページの作成）

現在の狛江市ホームページは体育に関しては使い勝手が良いとはいえません。社会体育関連の内容にまとめたホームページが必要不可欠です。

ホームページを印刷すればパンフレットの役割を果たすようにしていき、ガイドブックにも転用できる内容にしていけば良いと考えます。“広報こまえ”や“わっこ”を見なくても一目で利用種目ごとに記載されている行事等がすべて載っている物を作り上げていかななくてはなりません。

また、市役所のスポーツ相談窓口をインターネット・電話・FAX・直接相談を受けられるよう更に充実させる必要があると思います。

2. 学校施設利用

平成23年3月現在、狛江市に登録している社会教育関係団体のうち学校施設利用団体は177団体あり、その内スポーツ関係は149団体であり、体育施設利用団体が100団体ほど登録されています。しかし、同じ種目であったり、少人数や小学生対象の団体や社会人等多岐にわたっています。この利用団体の統制組織（協議会）の早期設立が望まれ、利用目的に沿った団体活動を協議し相互の親睦を深めてよりよい狛江のスポーツの振興を進めていく必要があります。

3. 利用度の高い屋外スポーツ施設の開発

狛江市のスポーツ施設が十分でないことは前記しましたが、日本で2番目に小さい市という現実を無視しての施設の拡充は困難といえます。

そこで今まで目をつけていない場所の開発及び工夫をしていくことを提案いたします。

たとえば小田急高架下運動広場や元和泉スリーオンスリーコートはスペースが狭いわりに利用頻度が高いといえます。小・中学生だけでなく、社会人、親子連れ等がプレイしているのをよく目にします。同様なものとしてサッカーのフットサルコートも良いと思われます。

そこで狛江市には余裕のある土地が少ないという現実を踏まえて考えてみました。マンション等の開発等による提供用地として作られた小さな公園で、あまり使われていないと思われるものをスポーツ公園として転用することを考えてみました。

スペースのあまりいらないスポーツの場を開発するというところ、小さな市・狛江が目指すべきものではないでしょうか。

第4章 実行委員会

国のスポーツ振興基本計画は平成22年度までの計画で、この計画後の国のスポーツ政策の基本的方向性を示すために「スポーツ立国戦略」が平成22年8月に文部科学省から出され、また、平成23年6月にはスポーツ基本法が公布されております。

国の動きを考えると狛江市のスポーツ振興計画も、動きに柔軟な、狛江のできる計画にしていくべきと思われます。すなわち「実行できる計画で、実行する委員会」がある計画でなくてはなりません。活動に御参加くださる市民の皆様はたくさんいます。

そこで今すぐに進めるべき委員会の設置としては下記の3委員会と考えます。

1. 人材バンク推進委員会（仮称）
2. 社会教育団体協議会（仮称）
3. こまえスポーツインフォメーション推進委員会（仮称）

おわりに

東京都がスポーツ振興局を創り、23 区や他市にもスポーツ振興課などを設置するところが多い現在、狛江市では平成 21 年にスポーツを振興する部署である体育課が体育施設の指定管理者制度導入に伴い、社会教育課に統合されましたが、将来的には市民スポーツの推進・振興のために担当課の更なる充実が必要と考えます。

これらの提案が実際に実施されたならば少なからず、将来の狛江のスポーツの方向が見出されてくると思われます。

資 料 編

1 狛江市スポーツ振興審議会開催状況

日 程		主な審議内容
	平成 22 年 4 月 1 日 (木)	諮問「スポーツ振興計画の見直しについて」
第 1 回審議会	平成 22 年 4 月 21 日 (水)	1 委員自己紹介 2 正副会長の選任について 3 会議の日程について
第 2 回審議会	平成 22 年 5 月 19 日 (水)	1 今後の方向性について
第 3 回審議会	平成 22 年 6 月 16 日 (水)	1 スポーツ振興を目的とした部署、スポーツ情報発信源の必要性スポーツ活動のための場所について
第 4 回審議会	平成 22 年 7 月 21 日 (水)	1 指導者の確保・養成について
第 5 回審議会	平成 22 年 9 月 15 日 (水)	1 中学校部活動の実態と障がい者スポーツについて
第 6 回審議会	平成 22 年 10 月 20 日 (水)	1 スポーツ立国戦略とスポーツ人材データベースについて
第 7 回審議会	平成 22 年 11 月 17 日 (水)	1 ドイツと日本のスポーツクラブの比較検討 講師 狛江市社会教育委員 高橋 範子 氏
第 8 回審議会	平成 22 年 12 月 15 日 (水)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告に盛り込む内容について
第 9 回審議会	平成 23 年 1 月 19 日 (水)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告の概要について
第 10 回審議会	平成 23 年 2 月 16 日 (水)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告(素案)の審議
小 委 員 会	平成 23 年 3 月 4 日 (金)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告(素案)の審議
小 委 員 会	平成 23 年 3 月 25 日 (金)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告(素案)の審議
第 11 回審議会	平成 23 年 3 月 29 日 (火)	1 狛江市スポーツ振興計画中間報告の内容確認
	平成 23 年 4 月 11 日 (月)	中間報告
第 12 回審議会	平成 23 年 7 月 22 日 (金)	パブリックコメントの意見の取扱いの検討
	平成 23 年 7 月 27 日 (水)	答申

2 狛江市スポーツ振興審議会条例

平成13年3月29日条例第7号

(設置)

第1条 狛江市におけるスポーツの振興を図るため、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項の規定により狛江市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、狛江市教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、答申する。

(定数)

第3条 審議会の委員の定数は、10人以内とし、委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査検討させるために、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(狛江市民総合体育館条例の一部改正)

2 狛江市民総合体育館条例（昭和60年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

3 狛江市スポーツ振興審議会条例施行規則

平成13年3月30日教育委員会規則第3号
改正

平成19年3月14日教委規則第7号

平成21年3月13日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、狛江市スポーツ振興審議会条例（平成13年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条に規定する狛江市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の中から選任する。

- | | |
|------------------------------|------|
| (1) 市内スポーツ関係者 | 5人以内 |
| (2) 学校教育関係者 | 2人以内 |
| (3) 前2号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者 | 2人以内 |
| (4) 関係行政機関の職員 | 1人以内 |

2 前項第1号に規定する委員のうち、2人以内を公募することができる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数をもって秘密会とすることができる。

(部会の設置)

第4条 条例第7条に規定する部会は、審議会の議により設置する。

- (1) 部会に属すべき委員は、委員の互選によって定める。
- (2) 部会に部会長を置き、部会の委員のうちから互選によって定める。
- (3) 部会長は、会務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(狛江市民総合体育館条例施行規則の一部改正)

2 狛江市民総合体育館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条から第16条までを削り、第17条を第11条とする。

付 則（平成19年3月14日教委規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月13日教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

4 粕江市スポーツ振興審議会委員

氏 名	選 出 区 分	備 考	小委員会
島 本 和 彦	市内スポーツ関係者	会 長	○
秋 元 恵 司	市内スポーツ関係者	副会長	○
井 上 城 治	市内スポーツ関係者		
跡 邊 昭 枝	学校教育関係者		
山 田 龍 彦	学識経験者		○
新 井 孝 夫	関係行政機関の職員	任期：平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	
小 林 万 佐 也	関係行政機関の職員	任期：平成 23 年 4 月 1 日～	
佐 塚 元 章	公募委員	任期：平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	
宮 島 隆 夫	公募委員	任期：平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	

5 市民説明会

(1) 第1回

- 1 日 時 平成 23 年 5 月 24 日（火） 午後 7 時から
- 2 場 所 高架下会議室 103・104
- 3 出 席 者 市 民 1 名
事務局 3 名
- 4 内 容 ・開会のあいさつ
・スポーツ振興計画（素案）についての説明
・質疑応答
・閉会のあいさつ

(2) 第2回

- 1 日 時 平成 23 年 5 月 28 日（土） 午前 10 時から
- 2 場 所 高架下 103・104 会議室
- 3 出 席 者 市 民 2 名
事務局 3 名
- 4 内 容 ・開会のあいさつ
・スポーツ振興計画（素案）についての説明
・質疑応答
・閉会のあいさつ

6 パブリックコメント

- (1) 実施期間 平成 23 年 6 月 1 日～14 日
- (2) 意見総数 2 件（メール 1 件、窓口受付 1 件）

登録番号(刊行物番号)

H23-74

狛江市スポーツ振興計画

＜狛江に眠るすばらしい人材の発掘が、狛江を豊かにする＞

発行日 平成 24 年3月

発行者 狛江市教育委員会

編集者 狛江市教育委員会 教育部社会教育課

狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03 (3430) 1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 20 円